

2 乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題

庄司順一 1)・谷口和加子 1)・帆足英一 2)・中谷茂一 3)・高橋重宏 4)

1)日本子ども家庭総合研究所 2)都立母子保健院 3)東海大学健康科学部 4)駒澤大学

研究要旨

乳児院における被虐待児童の実態を明らかにするとともに、保護者による強制引き取り、乳児院退院後に家庭で虐待を受けた事例、および退院後に死亡した例についての調査を行った。乳児院を平成9年度に退院した子どものうち25.0%が被虐待児であると考えられた。保護者の強制引き取りによる退院であったのは22名(退院児の0.8%)、退院後に家庭で虐待を受けた事例は過去5年間に退院した子どものうち91名(0.7%)、退院後の死亡例は13名(0.1%)であった。入院時から退院へ向けての支援計画をたてる必要性が指摘された。

A. 研究目的

子ども虐待は、低年齢児ほど、被虐待児の数が多いたともに、生命への危険性も高い。したがって、乳児院入院児における被虐待児の実態を明らかにし、対応を考えることは重要な課題といえる。

そこで、被虐待児童への総合的支援計画を考えるうえでの基礎資料として、乳児院における被虐待児童の実態を明らかにするとともに、保護者による強制引き取り、乳児院退院後に家庭で虐待を受けた事例、および退院後に死亡した例についての調査を行った。

B. 研究方法

全国社会福祉協議会・全国乳児福祉協議会の協力のもとに、「乳児院における被虐待児に関する調査」を実施した。

調査項目は、被虐待児の実態、保護者による強制引き取り、退院後の死亡例、

退院後家庭で虐待を受けた事例についてであり、～ については、そのような事例を経験している場合には、個々に事例票への記入を求めた(別紙参照)。被虐待児の実態()および保護者による強制引き取り()については平成9年度に乳児院を退院した児童を、退院後の死亡例()および退院後家庭で虐待を受けた事例()については過去5年間(平成6年4月～平成11年2月末)に退院した子どものうち、虐待や死亡が確認された事例とした。

調査対象は全国の乳児院114施設であった。これらの施設に調査票を郵送で配布、回収した。

調査時期は平成11年2月であった。

C. 研究結果

1 回収数等について

調査票は全国の乳児院114施設に配布し、

109 施設から回答が得られ、回収率は 95.6%であった。

調査対象となる母数は、平成 9 年度に全国 109 カ所の乳児院を退院したの 2,769 名、平成 6 年 4 月から平成 11 年 2 月末までの過去 5 年間に退院した 13,178 名であった。

2 被虐待児について

平成 9 年度に乳児院を退院した子どものうち、入院したときの「主たる入所理由」が「虐待」であったもの 129 名(4.7%)であった。このほか、「父母不明(遺棄)」66 名(2.4%)、「父母、父または母の家出(蒸発)」236 名(8.5%)、「養育拒否」165 名(6.0%)であった(表 1)。これらの場合も虐待(ネグレクト)と考えることができるので、合計すると 596 名(21.5%)となる。

「主たる入所理由」が「虐待」であった 129 名について、虐待のタイプを記載してもらったところ、複数が選択されたものもあるが、身体的虐待 80 名(129 名のうちの 62.0%)、ネグレクト 58 名(45.0%)、心理的虐待 4 名(3.1%)で、性的虐待はいなかった(表 2)。

次に、「主たる入所理由」は上述の「虐待」「遺棄」「蒸発」「養育拒否」ではなかったが、乳児院入院後に、家庭で虐待を受けていたことが判明した子どもが 97 名(3.5%)いた。これらすべてあわせると、平成 9 年度に乳児院を退院した子ども 2,769 名のうち、693 名(25.0%)が被虐待児といえる。

「主たる入所理由」が「虐待」「遺棄」「蒸発」「養育拒否」ではなく、入院後に、家庭での虐待が判明した 97 名の虐待タイプの内訳は、身体的虐待 13 名(97 名のうち 13.4%)、ネグレクト 73 名(72.3%)、心理的虐待 11 名(11.3%)であった(表 3)。

3 保護者による強制引き取りの事例

平成 9 年度に退院した子どものうち、保護者の強制引き取りによる退院であったのは 22 名(0.8%)であった。これらの児は 16 施設(14.7%)から引き取られたものであり、そのうち強制引き取りを 1 例のみ経験していたのが 12 施設、2 名経験していたのが 2 施設、3 名経験していたのが 2 施設であった。

4 退院後に家庭で虐待を受けた事例

過去 5 年間に退院した子どものうち、退院後に家庭で虐待を受けたことが確認された子どもは 91 名(0.7%)であった。これらの児の中には同胞例も含まれており、次の死亡例と重なっている例もある。

これら 91 名の子どもは、45 施設(41.3%)を退院したものであり、1 名のみを経験した施設が 27 施設と最も多いが、2 名 7 施設、3 名 4 施設、4 名 3 施設、6 名 3 施設、8 名 1 施設と、複数の事例を経験した施設も 18 施設あった。

5 退院後の死亡例について

過去 5 年間(平成 6 年 4 月～平成 11 年 2 月末)に退院した子ども 13,178 名のうち、明らかな病死の場合を除く、殺害、事故、あるいは不審な状況で死亡した子どもは 13 名(0.1%)であった(表 4)。これらの児はすべて異なる施設(13 施設)を退院したものであり、11.9%の施設で退院後の死亡例を経験していたことになる。13 名のうち、3 名(事例 5、8、13)は事故による死亡とみられるが、注意すれば防げる可能性の高いもののように思われた。残り 10 名は保護者に殺害されたとみられるものである。その約半数は父(継父を含む)の暴力によるものであった。

子どもの死亡を知った経路は新聞、テレビ

からが7例、児童相談所からが3例、警察から2例、保護者から1例であった。

D. 考 察

1 調査方法等について

乳児院における被虐待児童の実態を明らかにするとともに、保護者による強制引き取り、乳児院退院後に家庭で虐待を受けた事例、および退院後に死亡した例についての調査を行った。回収率は95.6%と非常に高く、今回の結果は乳児院の現状を反映していると考えられる。

2 乳児院における被虐待児の実態について

乳児院に入院した子どものうち、児童相談所が示した入所理由が「虐待」であることは4.6%と、少ないように思われる。しかし、「父母不明(遺棄)」、「父母、父または母の家出(蒸発)」、「養育拒否」も虐待、とくにネグレクトとして考えてよいであろう。これらの場合も含めれば、被虐待児は退院児の21.5%となる。さらに、虐待が入院後に判明する場合も少なくなく、これもあわせれば25.0%と、1/4が虐待ケースであるといえる。

筆者ら(庄司ほか,1991)が平成3年1月1日現在乳児院に在院している子どもを対象に調査を行ったところ、入院前に家庭で虐待を受けていた子どもは19.4%であった。調査方法が同一ではないので厳密な比較はできないが、おおよそ両者は匹敵する結果を示しているといえよう。

児童養護施設での調査(高橋ほか,1998)によると、入所前に家庭で虐待を受けた体験をもつ子どもでは、「主訴」としてはネグレクトがもっとも多く、次いで身体的虐待となっていた。これに対して、乳児院では身体的虐待がもっとも多いことが特徴といえる。

なお、今回の調査で、乳児院入院後に家庭での虐待が判明した例が少なくないことが明らかになった。入所時の情報だけでなく、入所後も親や家庭の状況を児童相談所や面会時のようすから確認していく必要もあるといえよう。とくに、ネグレクトは入所時点では把握されていないことがしばしばあるように思われる。この点については、児童養護施設調査でも同様の結果であった。

3 保護者による強制引き取りについて

保護者による強制引き取りによる退院についての研究は少ないが、前述の児童養護施設調査では、526施設のうち335施設から回答があったが、そのうち67施設で「親の強制引き取り」を経験していた(高橋ほか,1998)。これは回答した施設の20.0%になるが、今回の乳児院調査の結果(14.7%)と近い数値といえる。今回の調査で示された、退院児の0.8%(125人に1人)という数字は決して小さくはないといえよう。保護者による強制引き取りは虐待の再発につながるものが危惧される。

4 退院後家庭で虐待を受けた事例について

過去5年間に乳児院を退院した子どものうち91名が退院後に家庭で虐待を受けたことが確認された。これは退院児の0.7%(約143人に1人)に相当する。どのような事例が虐待を受けたのか、どのような条件を整えれば虐待を防げるのか、詳しい検討が望まれる。

5 退院後の死亡例について

過去5年間に乳児院を退院した子どものうち13名が死亡していた。子どもの死亡を新聞等で知った場合も少なくないことから、この数に現れていないものもいるにちがいないであろう。東京のある乳児院の院長であった赤

松(1970)はかつて退院後の状況を調査し、殺害によるとみられる死亡例があることを報告し、その頻度は退院児の1%に相当すると述べた。筆者ら(庄司ほか,1983)も以前にある乳児院を退院した子ども2例の死亡例を報告した。今回の調査結果は、退院児総数の0.1%に相当するが、従来の諸研究よりは確かな数値を示していると考えられる。

退院後、死亡するまでの期間は1カ月未満から3年5カ月にまでわたっているが、3年5カ月の1例を除き、他は1年1カ月までであった。退院後比較的間もない時期に死亡する例については退院後のフォロー、アフターケアの問題を示していると考えられる。児童相談所では退院後の状況を十分把握していないようであったが、今後どのようにアフターケアをしていくかは大きな課題といえる。

死亡の原因として父親の暴力による例が、一般の虐待ケースにおけるよりも多いようであった。乳児院では女性の保育者が養育にあたることが多いために、子どもは男性になれにくい面もあるように思われる。乳児院において男性とのかかわりを子どもに経験する機会をもつとともに、退院に向けて父親への指導が重要であると考えられる。

乳児院など施設に入院することは、親子の分離を経験するわけで、退院後の家庭での養育のリスク要因といえる。したがって、入院中から、退院後に向けての支援計画をたてていくとともに、退院後の支援、あるいはアフターケアのあり方を検討する必要がある。

E. 結 論

乳児院における被虐待児についての調査を行い、被虐待児の実態、保護者による強制引き取り、乳児院退院後に家庭で虐待を受けた事例、および退院後に死亡した例についてあ

る程度実態が明らかになった。被虐待児に対して入院時から退院へ向けての支援計画をたてる必要性が指摘された。

F. 文 献

赤松高之：乳児院退院後の事故による死亡について．小児の精神と神経，10(1)：47-50，1970

庄司順一・帆足英一・二木 武：乳児院退院児の家庭への適応．周産期医学，13(12)：2114-2117，1983

庄司順一・帆足英一・坂田 堯ほか：乳児院における被虐待児の実態調査 第38回日本小児保健学会，1991

高橋重宏・山本真実・庄司順一ほか：児童養護施設における被虐待・ネグレクト体験児童に関する研究．日本子ども家庭総合研究所紀要，34：23-33，1998

表 1 主たる入所理由

	人	平成9年度退院数 に占める割合
虐待	129	4.7
父母不明（遺棄）	66	2.4
父母、父または母の家出（蒸発）	236	8.5
養育拒否	165	6.0
合計	596	21.5

表 2 主たる入所理由が「虐待」の内訳（複数回答） N=129

	人	%
身体的虐待	80	62.0
ネグレクト（不適切な養育）	58	45.0
心理的虐待	4	3.1
性的虐待	0	0.0

表 3 入所後に虐待が判明した子どもの数 N=97

	人	%
身体的虐待	13	13.4
ネグレクト（不適切な養育）	73	75.3
心理的虐待	11	11.3
性的虐待	0	0.0

表4 退院後の死亡例

事例	県	退院年度	入院時年齢	退院時年齢	死亡時年齢	死亡の状況	死亡を知った経路
1	青森県	H 6	0 : 1	2 : 6	2 : 7	父が階段から突き落とす	新聞
2	東京都	H 6	0 : 1	2 : 9	6 : 2	母の殴打による脳内出血	知人からニュースをみたとの連絡
3	大阪府	H 6	0 : 8	1 : 9	2 : 0	継父による障害	新聞
4	鹿児島県	H 6	0 : 3	2 : 0	2 : 3	デパートの階段から転落（虐待もあった）	警察
5	静岡県	H 7	0 : 6	1 : 0	1 : 2	ベッドより転落	保護者
6	兵庫県	H 7	1 : 3	2 : 6	2 : 10	父から暴行され内蔵破裂	新聞
7	東京都	H 8	0 : 0	3 : 3	3 : 7	母に殴られ、自転車から転落（養護施設から外泊中）	児童相談所
8	千葉県	H 8	0 : 1	0 : 10	0 : 11	吐物による窒息死	児童相談所
9	奈良県	H 8	0 : 1	2 : 8	3 : 6	継父の折檻	警察
10	広島県	H 8	1 : 11	2 : 5	3 : 6	母が絞殺	児童相談所
11	愛知県	H 9	1 : 1	1 : 6	2 : 2	父から暴力	新聞
12	京都府	H 9	0 : 2	2 : 1	2 : 1	父母による虐待	T V
13	群馬県	H 9	1 : 9	2 : 10	3 : 11	タバコの火の不始末による焼死	T V、新聞